

## 機械警備業務委託仕様書

### (目的)

第1条 本件は、春日部市立看護専門学校（以下「発注者」という。）の火災や盗難を防止するとともに、その他の違法、不当な行為を排除し、施設及び物品の安全を図り、その業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

### (対象施設)

#### 第2条

施設名称	主な用途	所在地	電話番号	自火報有無
春日部市立看護専門学校	学校	粕壁 6686	763-4311	有

### (受注者)

第3条 受注者は、本業務を確実に履行できる警備機器設備及び人的体制を具備している者とする。

### (警備使用回線)

第4条 警備に使用する回線（以下「通信回線」という。）は、発注者の一般公衆用回線を使用するものとする。

- 2 通信回線には、常時断線監視機能または回線切断時においても信号が送出可能なシステムを設置することとする。なお、設置費用は受注者が負担するものとする。
- 3 通信回線は、最適かつ経済的なサービスプランとすること。

### (警備業務詳細)

第5条 警備業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 火災、盗難及び不良行為の拡大防止
  - (2) 事故等確知時における関係先への通報、連絡
  - (3) 事故報告書の提出
- 2 警備方法は、機械警備システム（異常感知装置、自動通報装置及び警備員による対応を組み合わせた警備活動。）によるものとする。
  - 3 警備業務時間は、原則として次に示す時間とする。
    - (1) 開校日：18時00分から翌日7時00分まで
    - (2) 閉校日：土、日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの間は24時間
- ※ その他、臨時休校日・開校日があるため、上記時間に問わらず、警備開始信号を受信した時から警備解除信号を受信するまでの時間を警備することとする。
- (3) 発注者の指定する閉学日

24時間の警備体制とする。

(4) 災害異常に関する業務

24時間の警備体制とする。

4 警備の開始と終了については、対象施設が無人の状態となり、警報装置警戒開始の信号（以下「警備開始信号」という。）を受信したときから警備を開始し、警報装置警戒解除の信号（以下「警備解除信号」という。）を受信したときに警備を終了するものとする。

（警備体制）

第6条 対象施設は、24時間、常時警備状態にあり、警備要員は24時間、出動できる体制を整えておくこととする。

2 対象施設からの警備開始信号及び警備解除信号は、警備要員の待機・出動できる受注者の警備拠点においても、速やかに伝達できるものとする。

3 警備要員は、十分な教育と訓練がなされ、警備内容を熟知していることとする。

4 警備業法（昭和47年法律第117号）、機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年公安委員会規則第1号）及び関係諸法令を遵守することとする。

5 受注者が警備異常信号を受信した際の対応は、次のとおりとする。

(1) 警備機器設備の全部又は一部が警備開始になっている状態で受信した場合、直ちに警備要員を出動させ、異常内容の確認を行い、必要に応じて速やかに警察等に通報し、出動の要請を行うものとする。

(2) 扉や窓等の破損を認められた場合、応急的な処置を施すこととする。

(3) 前2号の事態が発生した場合、第12条に定める緊急連絡者に通報し、指示を求めるとともに、必要に応じて現場への出動を求めるものとする。ただし、誤報と判断された場合は、緊急連絡者への通報は要しない。

6 受注者が火災異常信号を受信した際の対応は、次のとおりとする。

(1) 警備機器設備の全部が警備開始になっている状態で受信した場合、直ちに警備要員を出動させ、異常内容の確認を行い、必要に応じて速やかに消防機関に通報し、出動の要請を行うものとする。

(2) 警備機器設備の全部が警備開始になっていない状態又は一部が開始されている状態で受信した場合、当該施設の火災異常の有無を確認し、火災発生と判断した場合には、消防機関に通報するとともに、警備要員の応援を要請し、必要な処置を行うものとする。通信機器での応答がなく、火災発生の判断ができない場合には、警備要員を当該施設へ急行させ、確認をさせるとともに必要に応じて消防機関に通報し、出動の要請を行うものとする。

(3) 前2号の事態が生じた場合、第12条に定める緊急連絡者に通報し、指示を求めるとともに、必要に応じて現場への出動を求めるものとする。ただし、誤報と判断された場合は、緊急連絡者への通報は要しない。

### (警備機能)

第7条 対象施設に設置する警備機器設備は、通信回線が使用不能となった場合にあっても、速やかに対応できる装置とし、断線監視サービスを附加するものとする。

2 警備拠点の装置は、対象施設から発せられた信号の時間等が瞬時に把握できる装置とし、速やかな対応ができるものとする。

3 受注者は、次に定める各号を基本として有効な警備が実施できるように警備機器装置の設置を行うものとする。また、設置するにあたっては、現地調査を十分に行い、警備機器の設置場所、種類及び個数を施設平面図に記載し、発注者に提出するものとする。

- (1) 警備の開始及び終了を操作する機器の設置場所は、各施設ともに最終的な出入口付近に設置することとする。ただし、発注者からその機器の設置場所について指示があった場合は、この限りではない。
- (2) 警備の開始及び終了の操作は、設置した警備機器操作専用のキーで行うものとする。

### (警備機器設備の設置)

第8条 受注者は、警備機器設備を対象施設に設置するにあたり、発注者の承諾の下、事前に現地調査を十分に行い、機器の設置場所、種類、個数等について作図し、発注者と協議した上で最終的な設置場所を決定するものとする。ただし、軽微な変更については、発注者に報告することとし、協議は要しないものとする。

- (1) 当該業務の遂行に必要とされる設置機器設備（機器用の通信ケーブル含む。）は、受注者の所有物とする。
- (2) 警備に関する操作装置等の設置場所は、発注者と協議して決定するものとする。
- (3) 警戒区域及び警備機器設備の設置については、下記のとおりとし、対象施設の固有な内容については、施設特記仕様書のとおりとする。
  - イ 屋外に面する全ての出入口及び屋外階段出入口に、マグネットセンサー又は室内側に外部からの侵入を監視できる空間センサーを設置することとする。
  - ロ 屋外から容易に侵入が可能な窓がある室には、室内側に侵入を監視できる空間センサーを設置することとする。
  - ハ 屋内の階段室に面する常閉扉には、マグネットセンサーを設置することとする。
  - ニ 屋内の階段室に面する常閉扉が無い場合は、階段から室への動線上に空間センサーを設置することとする。
  - ホ その他必要に応じて、警戒が必要な個所に適宜警備機器設備を設置することとする。
  - ヘ 同一敷地内において、機械警備設置施設が複数棟ある場合、個別に機械警備の開始又は解除ができるようとするものとする。
  - ト 共通仕様書及び施設特記仕様書に適合させた場合、施設の構造、設備及び警備

の都合上困難が生じるときは、発注者と協議のうえ効果的な警備ができるように警備機器設備を設置することとする。

(4) 火災監視機器の設置については、下記のとおりとする。

イ 火災報知設備が設置されている施設は、火災報知設備より信号を受信できるようすることとする。

ロ 火災報知設備が設置されていない場合は、必要な個所に感知器を設置することとする。

(5) 発注者は、対象施設において、増改築、模様替え、レイアウト又は用途変更等をするときは、その日から起算して 30 日前までに、書面にて受注者に通知することとする。

(6) 発注者は、対象施設において、業務履行期間の途中において当該業務を終了するときは、その日から起算して 30 日前までに、書面にて受注者に通知することとする。

(7) 発注者は、対象施設において、業務履行期間の途中で当該業務に関する特別の事情が生じた場合（施設管理者に変更がある等）の取扱いについては、発注者と受注者とで協議して定めることとする。

#### （警備状況の報告）

第9条 異常信号を受信し、受注者が発注者の施設に立ち入った場合には、その都度、警備報告書（受注者の任意様式で可。）を提出することとする。

2 受注者は、毎月の警備状況を翌月 10 日（土・日曜日、祝日の場合は、翌開庁日）までに報告することとする。

3 発注者が、警備状況に関する書類等の提出を前項の期日前に要求した場合は、受注者は、前項の規定にかかわらず、その時点での報告書を提出することとする。

#### （警備責任）

第10条 受注者の警備責任は、第5条に規定する警備業務時間とする。

2 受注者は、前項に規定する警備業務時間を著しく超過しても、警備開始信号又は警備解除信号が受信できない場合には、その施設の状況を確認するとともに、必要な措置をとることとする。

#### （かぎの預託）

第11条 発注者は、当該業務の実施に必要な対象施設のかぎ（カードキーを含む。）（以下「かぎ」という。）を受注者に預託し、受注者は、預託されたかぎを厳重に取扱うものとする。

2 受注者は、業務履行期間満了後、速やかに預託されたかぎを、発注者に手渡しにて返却しなければならない。

#### （緊急連絡者の指定）

第12条 発注者は、あらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を受注者に交付することとする。なお、受注者において規程様式がある場合には、その様式をもって交付することとする。

2 発注者は、定期人事異動等により緊急連絡者に変更が生じた場合には、遅滞なくその都度、変更した名簿を受注者に交付することとする。

#### (巡回警備)

第13条 受注者は、業務履行期間の始期以前において、警備機器装置の稼働を試験し、不具合のないように、万全を期さなければならぬ。

2 受注者は、業務履行期間の始期において、止むを得ない事由により、当該業務の実施が不可能な場合は、実施可能な日時まで警備員による巡回警備を行わなければならない。この場合の巡回警備の場所、回数及び時間帯については、発注者との協議により定めるものとする。

#### (費用負担)

第14条 当該業務を履行するにあたっての費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 警備機器装置等の設置及び撤去にかかる費用は、受注者の負担とする。
- (2) 警備機器装置等の正常な機能を保持するため、適宜、適切な保守点検を実施し、劣化・故障等による修理又は交換に要する費用は、受注者の負担とする。
- (3) 当該業務の実施において発注者が不備を認めた場合、受注者は警備機器装置の変更等をしなければならない。なお、この場合における変更等に要する費用は、受注者の負担とする。
- (4) 第8条第5号に規定する場合で、警備機器装置の移動又は変更等の必要が生じた場合の当該工事に係る費用は、受注者の負担とする。
- (5) 第8条第6号に規定する場合で、警備機器装置の撤去にかかる費用は、受注者の負担とする。
- (6) 業務履行期間満了後（発注者または受注者の事由により、この契約が中途で終了した場合を含む。）、受注者は、遅滞なく警備機器装置を撤去することとする。この場合、警備機器装置の設置により生じた孔穴等は、可能な限り原状回復に努めるものとし、原状回復に要する費用については、受注者の負担とする。
- (7) 当業務に必要とされる対象施設の独立する警備区域ごとのかぎは、各施設ともに10枚作成するものとし、このかぎの作成に要する費用は、受注者の負担とする。

#### (業務委託料の支払い)

第15条 受注者は、業務委託料を月額に分割して毎月発注者に請求し、発注者は、支払請求書を受理した日の属する月の末日までにこれを支払うものとする。

2 前項の支払請求が1箇月未満となる場合の委託料の算定は、暦日数による日割り計算とし、この場合における1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第16条 業務実施中、受注者の責任に帰すべき事由により生じた発注者への損害については、限度額を1事故につき、対人賠償、対物賠償合わせて10億円とし、その損害を賠償するものとする。

(補足事項)

第17条 当該業務の履行を確保するために、次の項目を補足する。

- (1) 警備機器装置の設置において、業務履行期間の始期以前に必要に応じて発注者の認める範囲内で、現地調査及び準備工事を行うことが出来るものとする。
- (2) 発注者が春日部市省エネルギー診断事業を実施した場合は、発注者の指示に従うとともにその事業者に協力するものとする。
- (3) 当業務を履行するにあたり、性質上必要なものについては、発注者の指示に従い、受注者の負担で行うものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めることする。